

第3章 耐震化促進の基本的な方策

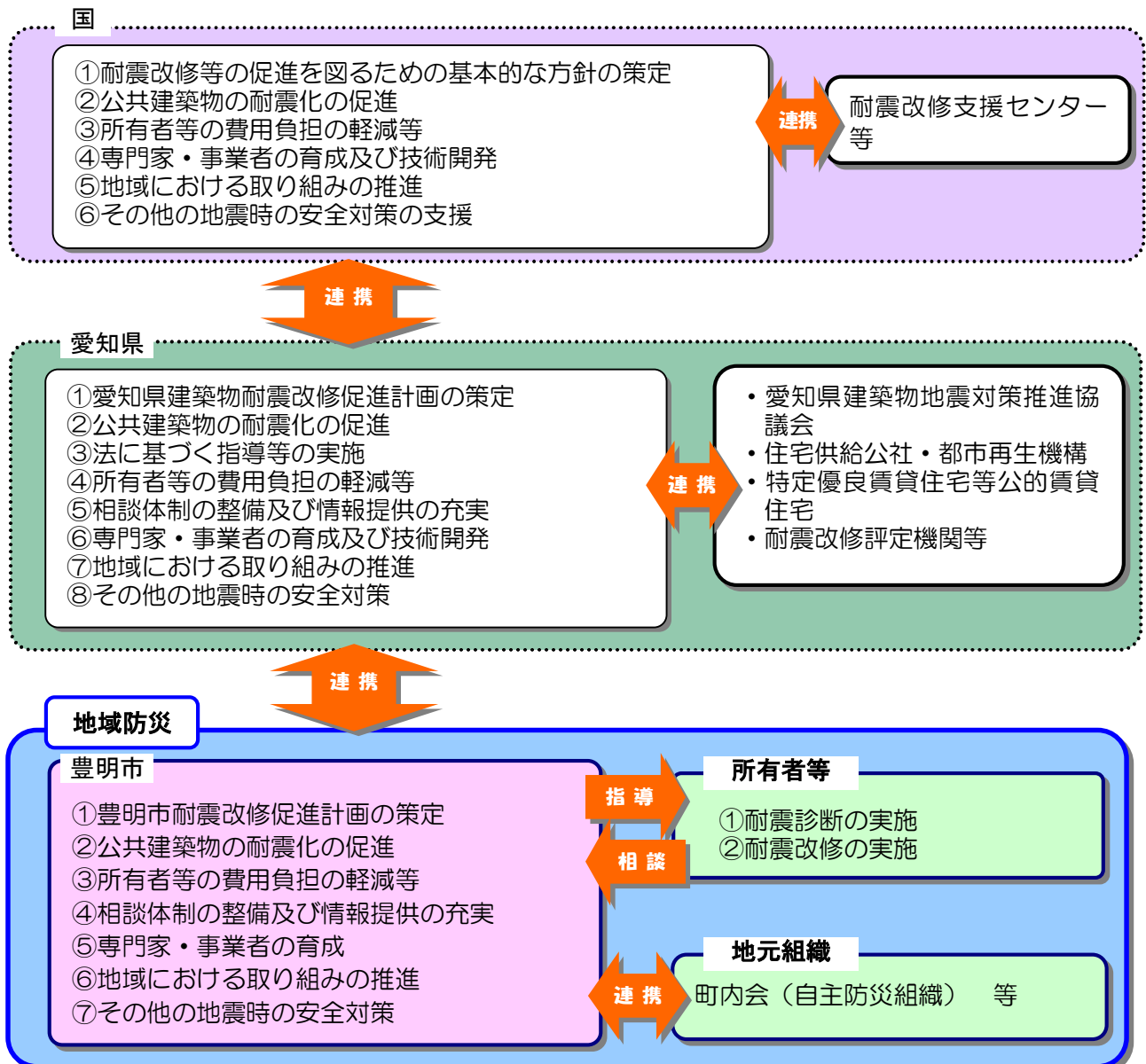
3-1 耐震化に向けた役割分担

国・県・地域（市・地元組織・所有者）の役割分担を明確にし、迅速かつ確実に耐震化を実行

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として考え、自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが重要です。

また、国、愛知県及び豊明市は、本計画で示している耐震化目標を実現するため、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援します。さらに、これまで以上に迅速かつ確実に耐震化を実行していく必要があることから、役割分担を明確にし、所有者等にとって住宅や建築物の耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等に取り組みます。

図一 国・愛知県・豊明市・所有者等の役割分担



3-2 促進体制

1. 耐震化促進の体制整備

円滑な住宅・建築物の耐震化の促進のためには、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

(1) 愛知県との連携

連絡、協議体制の整備による連携・協力体制の強化や情報の共有化

豊明市は、地域の状況を踏まえ、「愛知県建築物耐震改修促進計画」との整合を図りつつ本計画を策定しており、よりの確に耐震化を推進するために、引き続き愛知県との連絡、協議体制の整備による連携・協力体制の強化や情報の共有化を図ります。

(2) 公共施設管理者間の連携

他の公共施設管理者と協調・連携

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物のうち、災害応急活動に必要な建築物等特に耐震化を優先すべき建築物には、公共機関が所有する建築物が多く含まれるため、国など他の公共施設管理者と協調・連携し、円滑に耐震化を推進するものとします。

(3) 協議会の取り組みの拡充

啓発・普及活動や、専門家の育成等を一層推進

愛知県では、建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、愛知県、豊明市を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会を始め10の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下、「推進協」という。）が設置されています。

今後、推進協を拡充させ、耐震化促進の体制の一翼として建築物の所有者に対し、パンフレットやインターネット等による啓発・普及活動や、専門家の育成等を一層推進していくものとしています。



JUDGEくん
推進協 HP より
<http://www.aichi-jishin.jp>

(4) 地元組織との連携

地元組織との連携を再構築し、耐震化の促進に向けた自主防災力を強化

豊明市には27区、128の町内会がありますが、既に全ての町内会を含む121団体の自主防災組織が設立されています。

これまで豊明市は、これらの地元組織に対し交付金や資器材の助成をはじめ、災害ボランティアの育成や自主防災リーダー研修、防災講演会、防災訓練等の支援を行ってきましたが、より一層の耐震化促進に向け、行政と地元組織との連携を再構築し、自主防災力の強化を図ります。



ボランティア活動訓練の風景

2. 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

いつでも適切な対応ができるよう相談窓口を充実

豊明市は、経済建設部都市計画課において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、愛知県及び関係団体と共同して市内で開催される地震防災講演会等においても、耐震化をはじめとした住宅の相談に応じています。

今後も、既存の相談窓口を通し、耐震診断・耐震改修に関する一般的な相談について、いつでも適切な対応ができるよう相談窓口を充実していきます。また、

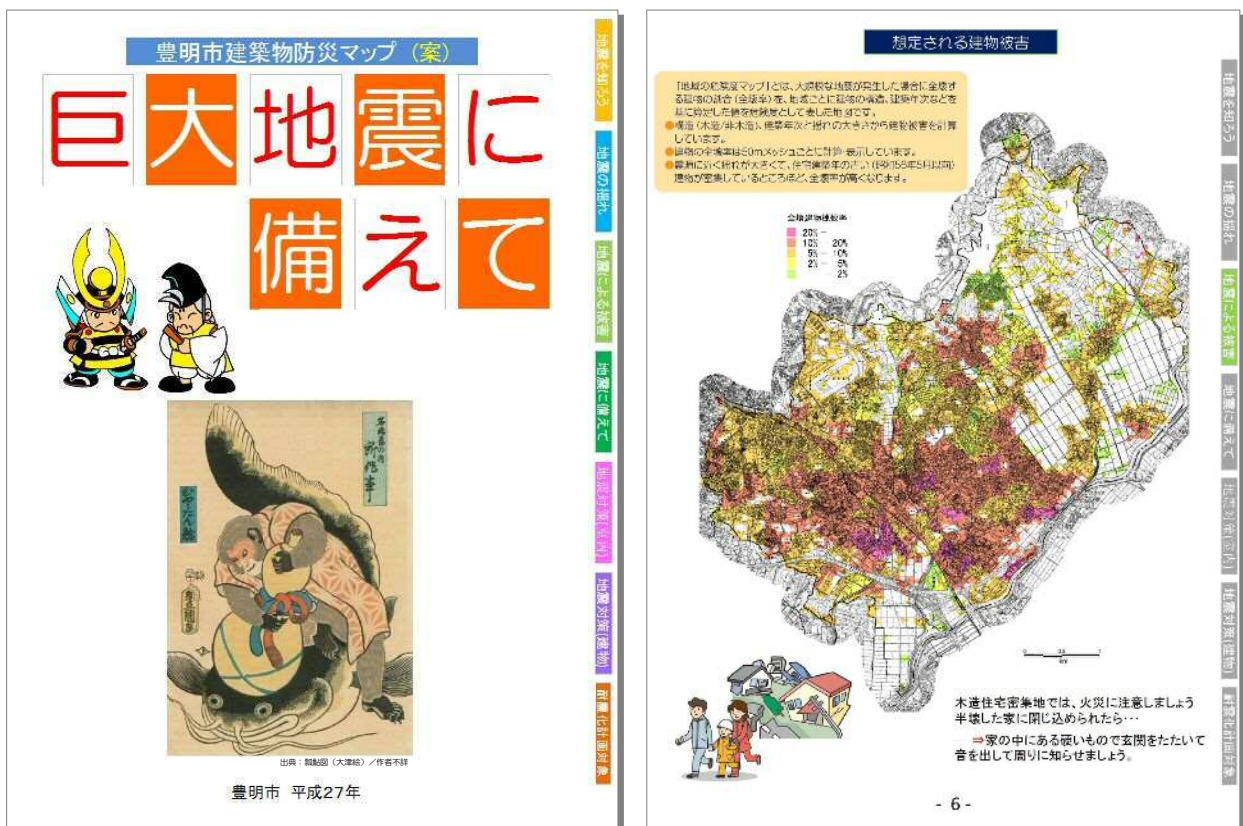
豊明市の相談窓口：経済建設部都市計画課 場所：豊明市役所2F TEL：0562-92-1114

※上記以外の相談窓口については、推進協や(財)愛知県建築住宅センターなどのHPをご参照ください。

3. 地震防災マップの作成

市民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として意識できるよう、地震による危険性の程度を示す地図(地震防災マップ)を作成し、市民に情報提供を行います。

地震防災マップイメージ



3-3 重点的に耐震化を進める区域の設定

地震発生時に大きな被害が発生することが想定される区域について、耐震化を重点的に促進することは、市全域について平均的に耐震化を進めるよりも、被害軽減の上で効果が高いと考えられます。そのため、豊明市において重点的に耐震化を進める区域を定め、効果的な耐震化を図ることとします。

1. 重点的に耐震化を進める区域の基準

下記に示す基準に対し、小字単位で総合的に判断し、重点的に耐震化を促進していく区域を設定します。

【重点地区を抽出するための基準】

- ①地震発生時の建物の全壊率が2%以上の地区
倒壊する建築物を減らすための取り組みが特に必要な地区
- ②木防建ぺい率が20%以上の地区
火災による市街地の延焼危険度の高い地区
- ③特定既存耐震不適格建築物が10棟以上の地区
特定既存耐震不適格建築物周辺の建築物の耐震化も重要な地区
- ④地震発生時に通行を確保すべき道路に接している地区
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定既存耐震不適格建築物だけでなく、その他周辺の沿道建築物についても耐震化を促進する地区
- ⑤都市マスタープランで都市拠点として位置づけられている地区
都市構造上重要な地域

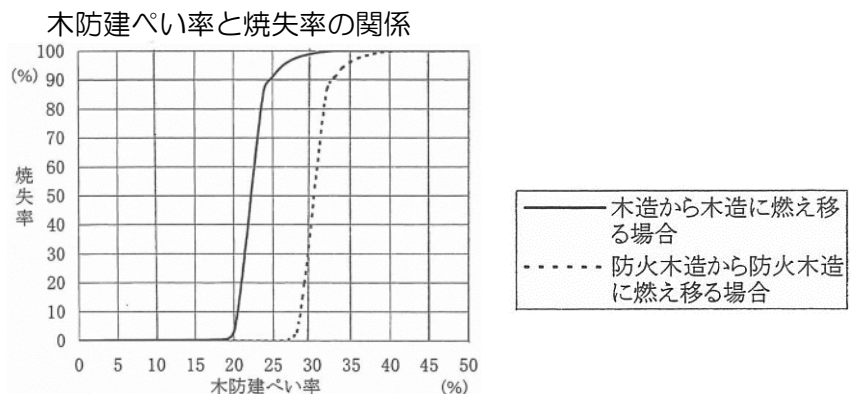
■木防建ぺい率とは

木防建ぺい率とは、火災による市街地の延焼危険度を示す代表的な指標の一つで、次のように定義されます。

$$\text{木防建ぺい率} = (\text{木造（防火木造含む）建築物の建築面積}) / (\text{地区面積})$$

地区面積には幅員 15m 以上の道路、水面・河川及び大規模空地（概ね 1ha 以上）は含めない

市街地の焼失率と木防建ぺい率の関係については、下図のような研究結果があります。これによれば、木防建ぺい率が 40% を超えると延焼が拡大する危険性が非常に高く、逆に木防建ぺい率が 20% 未満であれば延焼拡大の面で安全であるということができます。



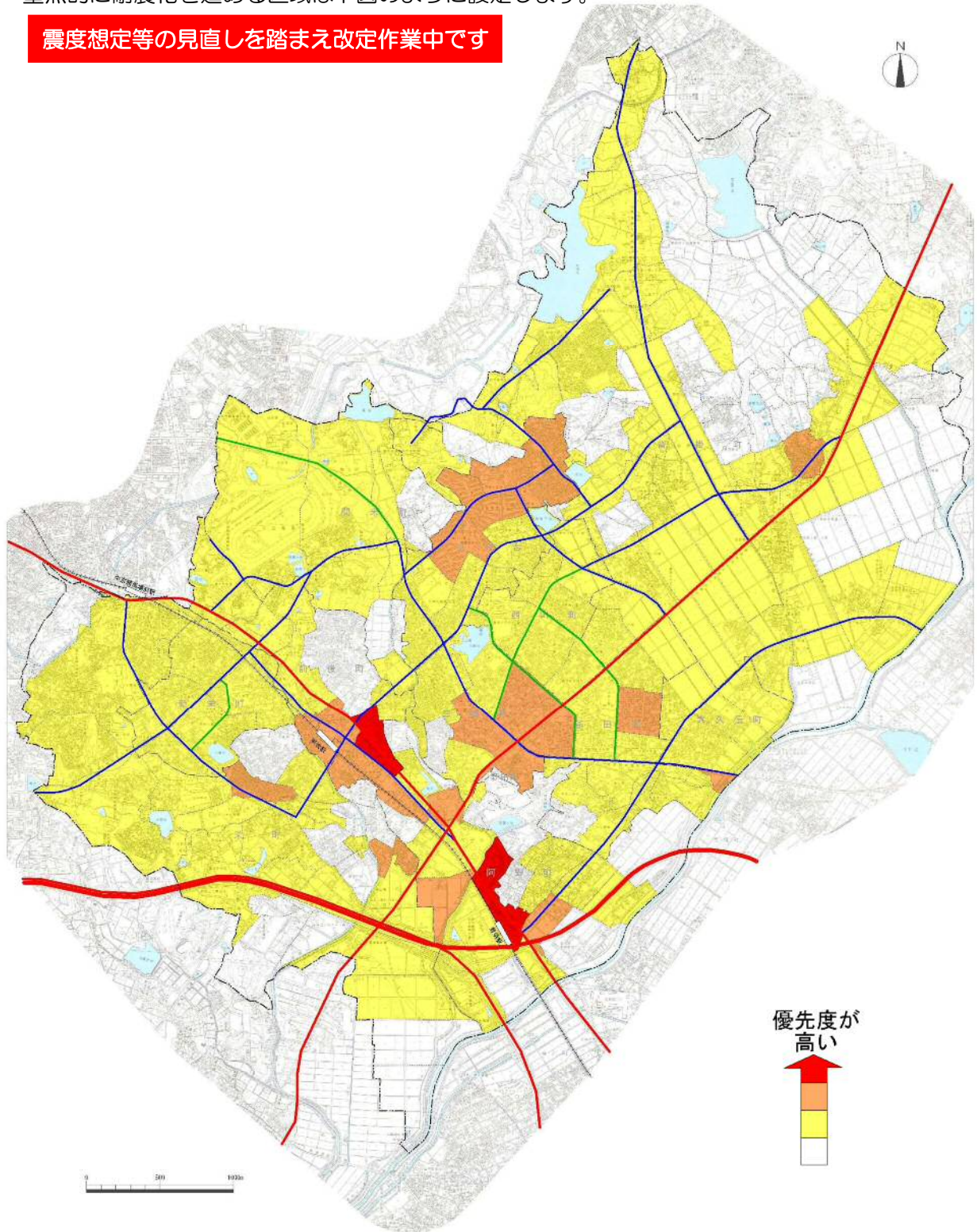
出典：建設省建築研究所作成

安全・安心住宅市街地ネットワーク会議報告書（平成 15 年 3 月 愛知県建設部）より

2. 重点的に耐震化を進める区域

重点的に耐震化を進める区域は下図のように設定します。

震度想定等の見直しを踏まえ改定作業中です



3. 重点的に耐震化を進める区域に対する取組方針

重点的に耐震化を進める区域においては、優先度の高い地区から「第4章 住宅の耐震化促進」において示す「耐震診断ローラー作戦」を積極的に展開し、耐震化の促進を図ります。